

お知らせ

資料提供先 鳥取県政記者

終日片側交互通行規制のお知らせ

ちづちょういちのせ

国道53号 智頭町市瀬地内における歩道設置工事

一般国道53号 鳥取県八頭郡智頭町市瀬地内において、歩道設置工事のため、終日片側交互通行規制を行いますのでお知らせします。

本工事は、バス停までの歩道未整備区間（100m）に新しく歩道の設置を行います。

工事期間中は道路利用者の方々にご不便をおかけしますが、ご協力よろしくお願ひします。

通行規制内容

- | | |
|-------|-----------------------------|
| ○規制箇所 | 一般国道53号 鳥取県八頭郡智頭町市瀬地内 |
| ○規制内容 | 片側交互通行規制（終日） |
| ○規制期間 | 平成26年 1月30日（木） ～ 平成26年 2月下旬 |
| ○規制延長 | 約100m |
| ○工事内容 | 歩道設置工事 |

※詳細は別紙チラシのとおり

問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所

TEL 0857-22-8435（代表）

副所長（道路） いのうえ かずひさ
井上 和久

鳥取河川国道事務所ホームページアドレス

<http://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/>

一般国道53号

片側交互通行規制(終日)

利用者の皆様へ

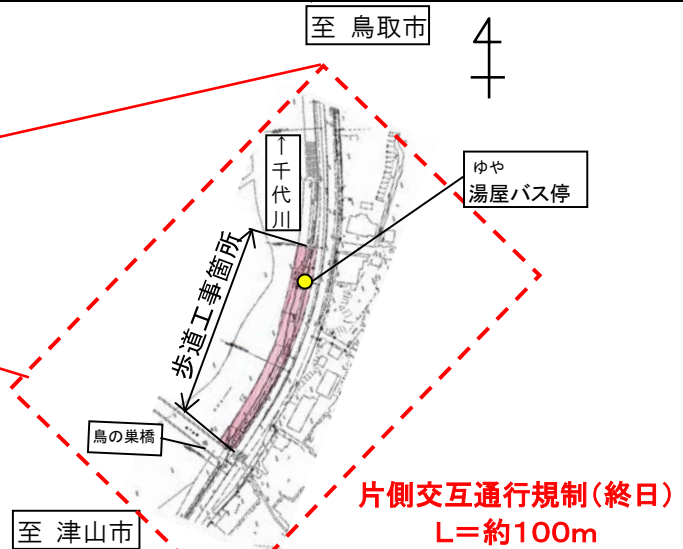
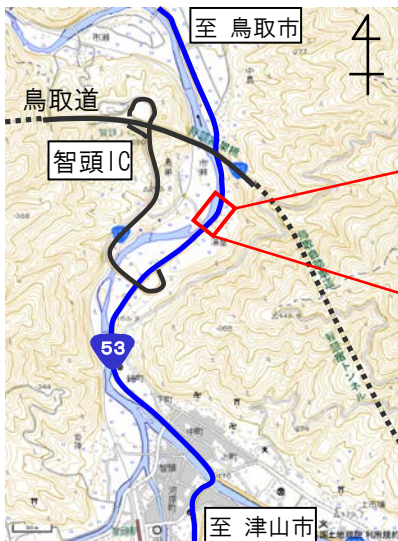
お知らせとお願い
一般国道53号では、歩道設置工事を行っており、八頭郡智頭町市瀬地内において片側交互通行規制を終日で行います。ご迷惑をおかけしますがご協力よろしくお願いいたします。



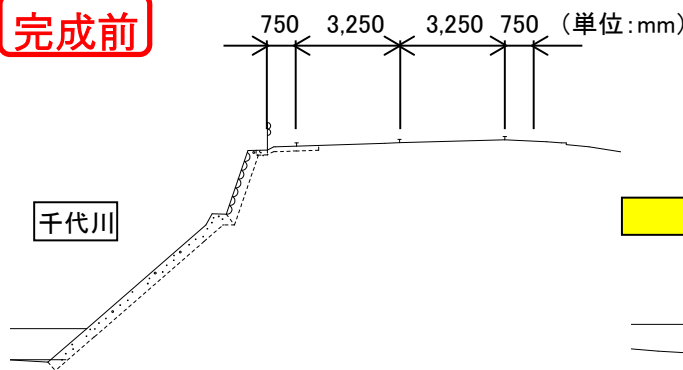
区間

一般国道53号 八頭郡智頭町市瀬地内

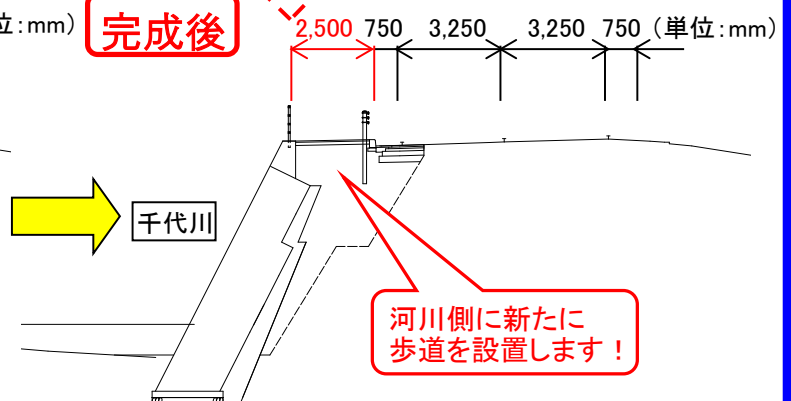
期間	時間帯	規制内容
平成26年 1月30日(木)	終日	片側交互通行
～ 平成26年 2月下旬		



完成前



完成後



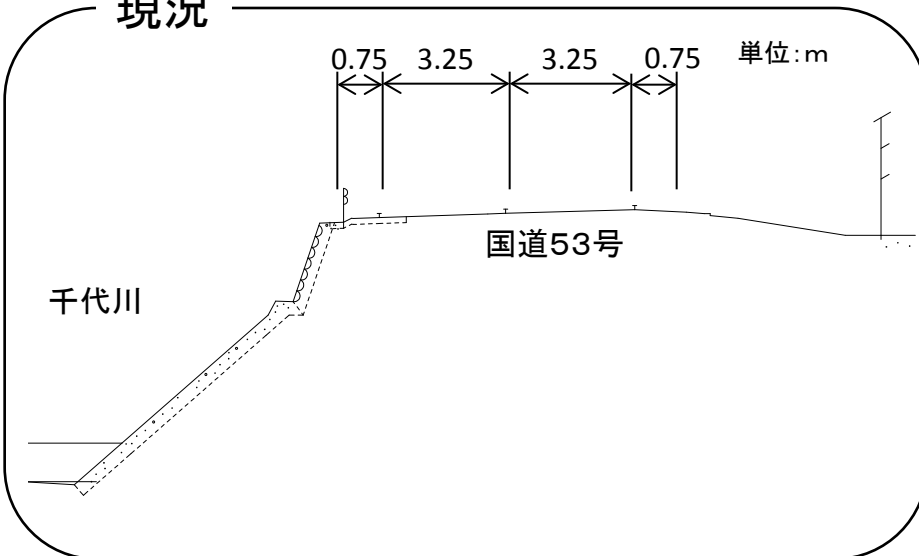
※工事区間内のバス停(湯屋バス停)について、工事期間中は仮設のバス停を設置します。
※特殊車両の通行は可能です。最寄りの国道事務所等に申請及び許可証交付の上、通行をお願いします。

国道53号 市瀬歩道整備について

国道53号鳥取県八頭郡智頭町市瀬では、鳥の巣橋から湯屋バス停(鳥取方向)までの間に歩道がないため、バス利用者は、路肩を通行しており、危険な状況です。
歩行者が安全・安心に通行できる歩行空間を早急に確保するため、今年6月の完成を目指し、工事を実施しています。

ゆや

現況



計画



※本工事は、事故ゼロプランの事業として対策を行っています。

※「事故ゼロプラン」とは？

交通事故が多発している区間、近年重大事故が発生した区間等、危険な箇所を交通事故データや地域の声を基に「事故危険区間」として選定し、道路利用者にも交通事故が起こりやすい危険な箇所との認識を持っていただきながら、計画的に交通安全施策に取り組んでいくものです。対策にあたっては、地域の声、警察、関係機関等の意見と聞き、利用実態に反映した効果的な事故対策を行うように進めていきます。